

様式第2号（第5条関係）

平成29年 4月 21 日

出張報告書

栗山町議会議長 鶴川和彦様

栗山町議会議員

土井 道子



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成28年4月20日 ～ 平成28年 4月22日まで
- 2 旅 行 先 滋賀県大津市
- 3 目 的 平成28年市町村議会議員研修「3日間コース」に参加
- 4 関係書類 別紙のとおり



研修名	全国市町村国際文化研究所（JAIAM）主催 平成28年度市町村議会議員研修[3日間コース] 「地方議員のための政策法務—政策実現のための条例提案に向けて」
期 間	平成28年 4月20日（水） ～ 平成28年 4月22日（金）
会 場	滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号 全国市町村国際文化研修所 （電話 077-578-5931）
講 師	政策研究大学院 教授 井川 博 氏 一橋大学大学院法学研究科 教授 木村 俊介 氏
講 義 内 容	「地方議員と政策法務」 井川博氏 1990年代以降地方分権改革が進められる中で、地方議会についても、議員定数、議決事件の範囲の拡大、議案提出の緩和など多くの制度改革が実施されてきてきた。 地方議会についても制度改革を進めると同時に住民からも地方議会に対して厳しい評価基準で見られる中で、政策立案機能や監視機能を強化して、議会活動の活性化を目指した改革が見られる。 議員による条例案の提出は、1990年代は、一年あたりの平均は市議会では0.8件、町村議会では0.3件であったが、2000年代後半では、年平均市議会では1.9件 町村議会では、1.1件と増加している。 しかし、議員等提出の条例案の大多数は、既存条例の改正条例案であり、新規条例案の数は多くはない。 議会基本条例は、2006年に栗山町が制定してから半数を超える地方議会が制定または制定を検討中という状況にある。 しかし、予算の審議、決定、決算の認定など多くの地方議会の機能がある中で、条例案の提出以外の機能についても検討することが必要である。

	「法政執務の基本」 木村俊介 氏 条例に求められる諸原則として、信義誠実の原則（裏切ってはならない）、権利濫用の禁止の原則（理不尽なことはやってはならない）、 比例原則（厳しすぎてはならない） 平等原則（ひいきしてはならない）、説明責任の原則（市民に納得のいく説明をしなければならない） 透明性の原則（隠してはならない） 補完性の原則（現場に遠いものが出しゃばりすぎてはならない） などがある。 条例の立案の形式や留意事項、用語の解説などを具体的に示した。 ●条例提案に向けての演習 「住民参加活動推進条例」 「空き家等の適正管理に関する条例」 「地域支え合い活動推進条例」 「議会基本条例」 について、参加者64人が10班に分かれ、条例大綱策定について話し合った。 目的・定義・基本理念・市民参加の手続き、マスコミ等への説明・発表資料など、条例集を参考に策定し最終日には、全員でその条例についての見解をたずねる場面も設定され、議員の説明能力の重要性を解かれた。
感想	地方議会改革の流れと改革後の現状が、数字等でわかりやすく示され、理解ができたと感じている。 しかし地方議員の減少や栗山町議会関係諸費の縮減が合理化政策とすれば、議会の機能も影響を受け、またそのことで住民福祉サービスの低下につながるよう、真摯に情報を収集し、常に新しい研修を受ける必要性を感じた。 演習では、配布された参考資料の自治体担当者に受講者が直接電話をかけるなど、条例の背景について確認することができた。参加者には新人の議員も多く、疑問点を積極的に解明しようと行動する姿勢、地域住民の信頼を得る議員を目指して研修に勤しんでいる姿に励まされた。また、用語集の解説がわかりやすく今後の議会活動に役立つ研修となった。